

## 第3期宮崎県がん対策推進計画の中間評価について

### 1 「第3期宮崎県がん対策推進計画」(資料3—2)について

- 「第3次宮崎県がん対策推進計画」(以下「計画」という。)は、がん対策基本法(平成18年法律第98号。以下「基本法」という。)第12条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画で、本県におけるがん対策の基本的な方針を定めるものです。
- 国の「がん対策推進基本計画」を基本とし、宮崎県がん対策推進条例(平成24年条例第39号)を踏まえ、宮崎県医療計画、健康みやざき行動計画21及び宮崎県高齢者保健福祉計画等との整合を図っています。
- 「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんの克服を目指す」を計画のスローガンとして掲げ、全体目標として、以下の3つの柱を設定しています。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</li><li>2 患者本位のがん医療の実現</li><li>3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築</li></ol> |
|--|

さらに、それぞれの柱ごとの分野別施策において、【現状と課題】及び【取り組むべき施策】を記載しています。また、取り組みを評価するための指標として、【個別目標】※数値目標を設定しています。

### 2 計画期間

平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間

### 3 中間評価について

#### (1) 評価の趣旨

- 今回の中間評価は、計画の第5章「5 目標の達成状況の把握」において、計画期間全体にわたり、計画の進捗状況を把握し、管理するため、3年を目途に中間評価を行うこととされていることを踏まえ、実施するものです(令和2年度に行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で1年延期しました。)
- また、評価にあたっては、「宮崎県がん対策審議会は、施策の進捗状況を踏まえ、施策の推進に資する上で必要な提言を行うこととします。」とされていることを踏まえ、がん対策審議会からの御意見をいただきながら、評価結果を報告書としてとりまとめることとします。

#### (2) 評価の方法

- 計画第4章に掲げる4つの分野ごとに、以下の①及び②により計画の進捗状況を把握し、【取り組むべき施策】の方向性が引き続き妥当なものかを確認した上で、残りの計画期間における取り組みの方向性を定めることとします。

- ・ 現時点で計画の【個別目標】の目標値で掲げた数値を達成している項目で、数値の引き上げが可能なものについては、数値を引き上げることとします。

① 【個別目標】については、計画策定時の直近値と中間評価時における直近値を比較し、進捗状況を以下のA～Cに分類します。

※ 最新の数値の時点が策定時から変わらず、現時点では進捗状況の評価ができないものについては、「－」としている。

A	2023年度末における目標を既に達成している。
B	計画策定時から改善が見られる。
C	計画策定時から改善が見られない。

② 【取り組むべき施策】の内容については、①の個別目標の進捗状況と照らし合わせながら、取組内容及び進捗状況の確認を行います。

#### 4 宮崎県がん対策審議会への御意見のお伺いについて

上記3により取りまとめた報告書（案）が、資料3－3です。ご確認いただき、御意見等について、「令和3年度宮崎県がん対策審議会書面開催に係る回答書」へ記載をお願いします。

なお、今回いただいた御意見は取りまとめて委員の皆様に共有し、必要に応じて報告書（案）を修正します。報告書（案）を修正した場合は、委員の皆様に再度意見をお伺いし、了承を頂いた後、県ホームページに掲載します。

##### 【今後のスケジュール】

2月下旬～3月上旬 頂いた御意見を踏まえた修正案の提示、審議会の議決（書面）

3月中旬～下旬 最終版の中間評価報告書を、県ホームページへ掲載